

1. 件名：「三菱重工業（株） 特定兼用キャスクの設計の型式証明申請に関する事業者ヒアリング【4】」

2. 日時：令和2年9月8日 13時30分～16時05分

3. 場所：原子力規制庁 9C階会議室

4. 出席者：

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

岩田安全管理調査官、中野上席安全審査官、深堀上席安全審査官、松野上席安全審査官、田澤審査チーム員、立元審査チーム員

（核燃料施設審査部門）

山後安全審査専門職

三菱重工業株式会社：

原子力セグメント 機器設計部 主席プロジェクト統括 他4名

5. 要旨

(1) 三菱重工業株式会社（以下「MHI」という。）から、発電用原子炉施設に係る特定機器である特定兼用キャスクの設計の型式証明申請について、本日のヒアリングにおいて提出のあった資料に基づき、説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行い、以下の点について詳細な説明を求めるとともに、引き続き申請内容を確認することとした。

○特定兼用キャスクは、後段規制で外運搬規則への適合性を説明することになるため、キャスク本体及び緩衝体、架台等の付属品の内訳を明確にし、型式証明申請及び後段規制に係る申請におけるキャスク本体及び付属品それぞれの申請（予定）範囲を整理して説明すること。

○特定兼用キャスクを架台に固定しないため、キャスク本体と架台が独立して振動する縦置き型の設置方法について、特定兼用キャスクの設計の型式証明において説明する評価の考え方及び範囲について明確にすること。

(3) MHI から、了解した旨回答があった。

なお、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「新型コロナウィルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」（令和2年6月24日 第

12回原子力規制委員会配付資料)に基づき、対面で実施した。

6. その他

提出資料 :

発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請 設置許可基準規則への適合性について (コメント回答)

以上